

20260831 中庁第5号
公取企第239号
令和8年9月1日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業省 中小企業庁
事業環境部長 坂本 里和
(公印省略)

公正取引委員会事務総局
官房審議官 稲熊 克紀
(公印省略)

約束手形の利用廃止を踏まえたサプライチェーン全体での支払の適正化について

政府としては、中小企業・小規模事業者の価格転嫁・取引適正化を阻害する商習慣の是正に取り組んでおり、その一環として、支払サイトの短縮や現金払いの促進に取り組んできました。

こうした中で、物価上昇に負けない賃上げの原資を確保できるようにするため、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる取引環境の整備が重要であることから、令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、同月23日に公布されました。この改正法は、令和8年1月1日に施行され、下請代金支払遅延等防止法は、中小受託取引適正化法（以下「取適法」といいます。）となりました。

取適法では、手形払を禁止するとともに、電子記録債権や一括決済方式といったその他の支払手段についても支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難なものを禁止しています。

また、令和9年4月1日からは、独占禁止法上の「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」（以下「支払告示」といいます。）が施行されます。支払告示は、取適法の対象とならない取引であっても、製造委託等を行った事業者が当該製造委託等を受けた事業者（ただし、取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる者を除く）に対して、製造委託等代金を給付の受領（又は役務の提供）から起算して60日

の期間経過後なお支払わないことを禁止するものであり、サプライチェーン全体での支払の適正化をより一層推進するものです。

取適法及び支払告示の施行に伴い、製造委託等代金を支払う事業者が、そのサイトを円滑に短縮するためには、自らに代金を支払う事業者だけでなく、その事業者に代金を支払う事業者も含めた、サプライチェーン全体でサイトが短縮されることが重要となります。

こうした取組とあわせて、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）等において、「約束手形の利用廃止に向けた取組等について、強力に推進する」とされたことを踏まえ、一般社団法人全国銀行協会は、「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」に基づき、手形（約束手形・為替手形）・小切手の利用廃止に向けた取組を進めており、令和9年3月31日には、電子交換所における手形・小切手の交換が廃止されることから、多くの金融機関が令和8年9月30日を手形・小切手の最終振出期限に設定しています。

そのため、従前より、一部の政府系金融機関等において資金繰り支援の取組事例もみられるところですが、電子交換所における手形・小切手の交換廃止の時期が到来することも踏まえ、取適法及び支払告示の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でのサイト短縮の取組や、サイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響にも配慮する必要があります。

貴団体におかれましては、これらの取組を推進するため、傘下会員に対し、下記を周知・要請いただくよう、御協力をお願いいたします。

記

支払の適正化を図るため、傘下会員に対し、以下を周知・要請する。

1. 取適法では、令和8年1月1日以後の発注に係る製造委託等代金の支払に手形を交付することが禁止されていること。また、電子記録債権や一括決済方式等の現金以外の支払手段についても、物品等の受領から起算して60日以内に定められる代金の支払期日までに当該代金の満額に相当する金銭を受領することができない場合は、その使用が禁止されていること（例えば、物品等の受領日から起算して60日を超える満期を設定した電子記録債権又は一括決済方式を使用する支払は、原則として禁止される）。
2. 令和9年4月1日から独占禁止法上の支払告示が施行され、取適法の対象とならない取

引を含む製造委託等に係る代金について、給付を受領した日（又は役務の提供を受けた日）から 60 日以内に支払わなければならないこと。各事業者においては、委託事業者・受託事業者間で協議し、支払告示の内容を十分に理解した上で、適正な支払期日を設定すること。

3. 取適法及び支払告示の対象外の取引についても、サイトを製造委託等に係る物品等の受領日から起算して 60 日以内に短縮する、代金の支払をできる限り現金によるものとする等、サプライチェーン全体での支払の適正化に努めること。とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、委託事業者は支払の適正化とともに、前払比率、期中払比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。

4. 電子交換所における手形・小切手の交換が令和 9 年 3 月 31 日に廃止されることを踏まえ、多くの金融機関において、手形・小切手の最終振出期限を令和 8 年 9 月 30 日として設定していることを踏まえ、各事業者においては、委託事業者・受託事業者間で協議し、電子的決済サービスへの移行等の対応を進めること。

以上

手形払等の禁止【改正】

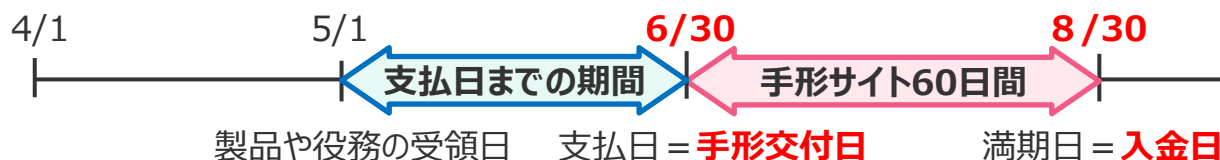
改正理由

- 支払手段として手形等を用いる ことにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

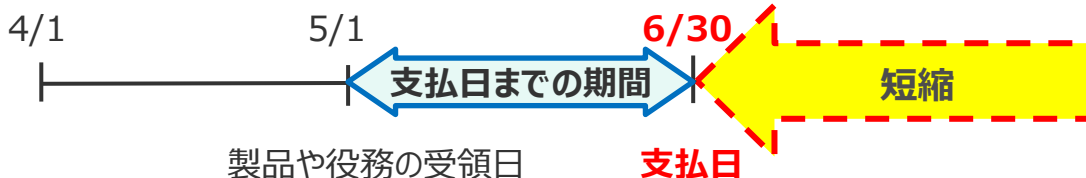
- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

現行



支払日までの期間（60日） + 手形サイト（60日） = 現金受領までの期間【120日】

改正法



支払日までの期間（60日） = 現金受領までの期間【60日】

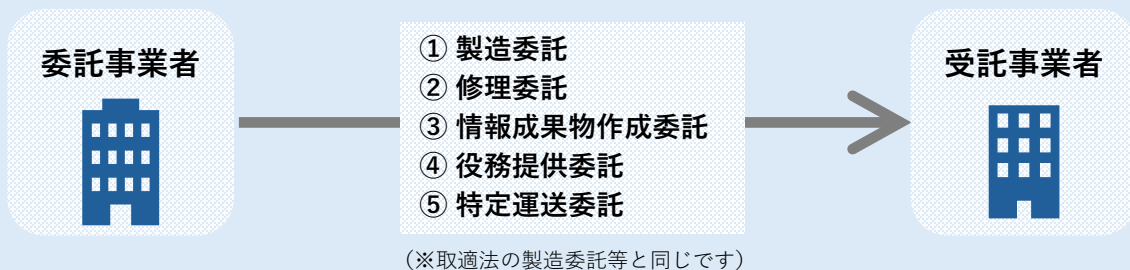
支払期間のルールについて、
独占禁止法の新しい告示ができました

「支払告示」

正式名称：製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正取引方法

対象となる取引は？

製造委託等の委託事業者と受託事業者との取引が対象となります。（※汎用品の売買は対象外です）
ただし、取引上の地位が委託事業者に劣っていない受託事業者との取引は対象外です。

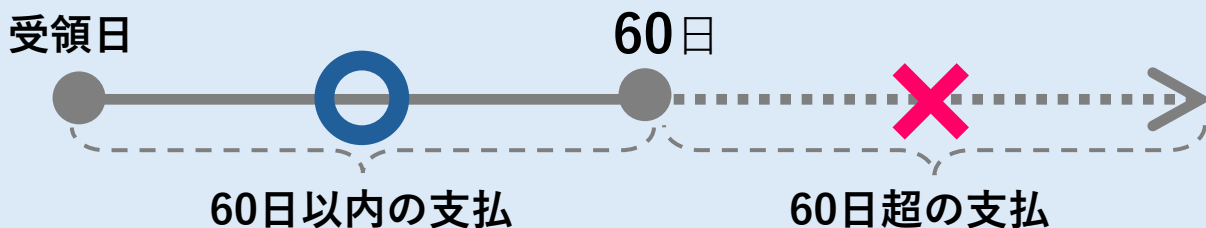


（製造委託等の例）

①完成品メーカーから製造を請け負う精密機器の部品の製造を部品メーカーに委託／②ユーザーから請け負う自動車の修理作業を修理業者に委託／③販売するゲームソフトの作成を他のソフトウェア開発業者に委託／④ビルオーナーから請け負うビルメンテナンス業務をビルメンテナンス業者に委託／⑤販売した家具を顧客に引き渡す場合に、その家具の運送を運送業者に委託 等

新ルールの内容は？

給付の受領日から**60日以内**に代金を支払う必要があります（60日を超えると違反になります）。
（※正当な理由がある場合を除きます。）



いつから施行される？

令和9年4月1日から施行されます。

背景・趣旨は？

取適法対象外の取引も含め、サプライチェーン上流から下流までの資金繰り負担の偏りを解消し、サプライチェーン全体の資金の流れを作る必要があります。



約9割（88.9％）の委託事業者が、支払期間を60日以内に設定しています。しかし、製造委託等の取引では、受託事業者に対して支払の繰延べによる負担を押し付けやすい傾向があると考えられます。



（※公正取引委員会調べ）



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

Q 1 委託事業者とは？

取適法第2条第6項に規定する製造委託等（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託）をした事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条に規定する者を除く。）をいいます。

資本金の額や従業員の数のような外形的な規模要件はありません。

Q 2 受託事業者とは？

委託事業者から製造委託等を受けた事業者をいいます。規模要件はありません。

ただし、その取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる事業者は除かれます。

「取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる」かどうかの具体的な判断に当たっては、①受託事業者の当該委託事業者に対する取引依存度、②当該委託事業者の市場における地位、③受託事業者にとっての取引先変更の可能性、④その他当該委託事業者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に勘案します。

Q 3 60日以内に代金を支払わないことについて「正当な理由がある場合」とは？

例えば、次のような場合です。

- 受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合（給付の内容が委託内容と異なることがある等）
- 製造委託等をするに当たって受託事業者との合意により支払条件を定め、その条件に従って代金を支払う場合（当該製造委託等の取引における合理的な理由に基づき支払条件を定める場合に限る。）
- あらかじめ受託事業者の同意を得て、かつ、代金の支払の遅延によって当該受託事業者に通常生ずべき損失を委託事業者が負担する場合

問題となる行為事例

- ×

受託事業者との間で支払期日が定められておらず、給付を受領した日から60日目までに代金を支払わないとき。
- ×

受託事業者との間で支払期日が定められていたが、給付を受領した日から60日目までに代金を支払わないとき。例えば、次の①又は②がこれに該当します。

①「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」等の月単位の締切制度（支払期日が締切後30日を超えて定められているもの）を採っていることにより、給付を受領した日から60日目まで（2か月以内）に代金を支払わないとき。

②「毎月末日検収締切、翌月末日支払」等の検収締切制度を採っている場合に、社内の検収手続の遅延により、給付を受領した日から60日目まで（2か月以内）に代金を支払わないとき。

違反した場合

違反行為が認められた場合等には、排除措置命令等の対象になります。

相談窓口

経済取引局取引部 企業取引課 03-3581-3375（直通）	北海道事務所 取引課 011-231-6300（代表）	東北事務所 取引課 022-225-7096（直通）
中部事務所 第一・第二取引適正化調査課 052-961-9424（直通）	近畿中国四国事務所 取引課 06-6941-2175（直通）	中国支所 取引課 082-228-1502（直通）
四国支所 取引課 087-811-1754（直通）	九州事務所 取引課 092-431-6031（直通）	沖縄総合事務局 公正取引課 098-866-0049（直通）

